

## 9 茨城県私立学校審議会関係規定

## ○茨城県私立学校審議会の委員の定数

平成19年1月30日

茨城県告示第84号

私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県私立学校審議会の委員の定数を12人とする。

なお、昭和25年茨城県告示第143号(茨城県私立学校審議会の委員の定数)は、廃止する。

---

## ○茨城県私立学校審議会運営規則

第1条 会議は、会長が招集する。

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第4条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは、この限りでない。

第5条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第6条 建議案を提出しようとする者は、案を作り3人以上の賛成者と連署して、会長に差し出さなければならない。

第7条 修正の動議を提出しようとする者は、案を作り議長に差し出さなければならない。ただし、軽易な修正は、口頭で述べることができる。

第8条 動議は賛成がなければ議題とすることができない。

第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる事件について会議に出席し、発言しようとするときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

第10条 議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の時は、議長の決するところによる。

第11条 この規則に規定していない事項については、必要に応じ知事の承認を得て会長が定める。